

(仮称) 久留米市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等案骨子に対する意見募集の結果

平成24年9月3日(月)から平成24年10月2日(火)まで、(仮称)久留米市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等案骨子について、市民の皆様からご意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

なお、意見につきましては、原文を一部要約して掲載しています。

久留米市健康福祉部障害者福祉課

1 意見提出者 1人(団体を含む)

2 提出方法

方法	人数	件数
持参	0人	0件
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件
Eメール	1人	8件
合計	1人	8件

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

(仮称)久留米市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等案骨子への意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。いただきましたご意見につきましては、当条例を作成するうえで、参考意見とさせていただきます。貴重なご意見、誠に有難うございました。

(仮称) 久留米市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例案骨子への意見の概要とそれに対する市の考え方

意見者	No.	意見の概要	市の考え方	条例への反映等
団体	1	<p>【全般的なこと】 <サービス></p> <p>久留米市独自のサービスを提供できるような条例にしてほしい。</p> <p>(例えば、施設やケアホームのような中間施設ではないところでも利用できるように、久留米市独自の制度が必要である。)</p> <p>(理由) 育った地域で、地域の人と当たり前のように生活できるように、小さい児童期からのステップアップ事業や外出やいろいろな体験の積み上げが必要。こうしたことは、大人になってからの介護や支援の量を減らす費用対効果も大きいと考えられる。</p>	<p>今回の条例は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業や障害者支援施設等の人員、設備及び運営の各基準を定めるものです。</p> <p>なお、貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり。
団体	2	<p>【人員に関する基準】 <人員配置></p> <p>第85, 88条就労継続支援A型、B型の人員配置について、久留米独自の基準設定をしてほしい。</p> <p>(理由) 国の基準では、工賃アップにつながる作業を確保できない、個別支給もできないなど基準が低すぎる。</p>	<p>従うべき基準であるため、原案どおりとします。</p> <p>なお、貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり。

(仮称) 久留米市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例案骨子への意見の概要とそれに対する市の考え方

意見者	No.	意見の概要	市の考え方	条例への反映等
団体	1	<p>【独自基準】 緊急時の対応</p> <p>緊急時の対応について、国の規定がないのはどうしたことか。市の基準に盛り込まれていることはすばらしいが、緊急時の規定は必須条件である旨の国へ申し入れ等する必要がある。</p> <p>(理由) 久留米市民だけ良ければいいというものではないと思う。</p>	<p>国の権限移譲によって、地域の実情に応じた基準を各自治体において制定することができるようになったものであることから、国への申し入れについては考えておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	
団体	2	<p>【独自基準】 身体拘束の禁止</p> <p>身体拘束の禁止について、前項と同じく国の規定がないのはどうしたことか。規定は必須条件である旨の申し入れ等する必要がある</p> <p>(理由) 身体拘束の実態に関して、素人としては分かりにくい理由をつけて、今でも身体拘束を見聞きすることがある。肉体的、精神的苦痛に配慮した、される側に立った規定をつくってほしい。</p>		—
団体	3	<p>【運営に関する基準】 第16条 苦情解決</p> <p>苦情受付窓口の設置はもとより、苦情処理機関として第三者による福祉オンブズパーソン制度の導入が必要である。</p> <p>(理由) 迅速公正な処理が行われるようにして、人間の尊厳と人権がしっかりと守られるように。</p>	<p>現行の苦情解決制度が十分に機能するよう指導・助言に努めてまいります。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり。

(仮称) 久留米市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例案骨子への意見の概要とそれに対する市の考え方

意見者	No.	意見の概要	市の考え方	条例への反映等
団体	1	<p>【運営に関する基準】 第4条 運営規定</p> <p>運営規定の規定事項に、運営委員会の設置及び委員に占める女性の割合を4割以上とすること。</p> <p>(理由) どこにも男女共同参画の精神とやり方が貫かれている必要がある。</p>	<p>現在久留米市に福祉ホームはございませんが、今後設置がなされる場合には、男女共同参画の趣旨に沿った運営について配慮してまいります。</p>	<p>原案どおり。</p>
団体	2	<p>【独自基準】 緊急時の対応</p> <p>緊急時の対応について、国の規定がないのはどうしたことか。市の基準に盛り込まれていることはすばらしいが、緊急時の規定は必須条件である旨の国へ申し入れ等する必要がある。</p> <p>(理由) 久留米市民だけ良ければいいというものではないと思う。</p>	<p>国の権限移譲によって、地域の実情に応じた基準を各自治体において制定することができるようになったものであることから、国への申し入れについては考えておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>—</p>
団体	3	<p>【独自基準】 身体拘束の禁止</p> <p>身体拘束の禁止について、前項と同じく国の規定がないのはどうしたことか。規定は必須条件である旨の申し入れ等する必要がある</p> <p>(理由) 身体拘束の実態に関して、素人としては分かりにくい理由をつけて、今でも身体拘束を見聞きすることがある。肉体的、精神的苦痛に配慮した、される側に立った規定をつくってほしい。</p>		